

株主の皆さまへ

京都市南区吉祥院中島町29番地

株式会社ワコールホールディングス

代表取締役社長 塚本 能交

## 第67期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区吉祥院中島町29番地（JR西大路駅前西入）  
当社本社ビル 10階ホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針  
の決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。（午前9時より受付を開始いたします。）
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社HP（<http://www.wacoalholdings.jp/>）に掲載させていただきます。
3. 本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、当社HP（<http://www.wacoalholdings.jp/ir/soukai.html>）に掲載させていただきます。
4. 当日は節電対策の一環として、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 報告事項に関する添付書類

## 事業報告 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### (a) 事業の状況

当社グループでは3ヵ年中期経営計画（平成25～27年度）の2年目を迎え、主力事業会社である株式会社ワコールを中心に、多様化する国内レディスインナーウェア市場への対応による売上シェアの拡大と、レディスインナーウェア事業以外の体制整備、また海外事業の積極的な展開による成長力強化に取り組みました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、大幅な円安によって海外事業の売上が嵩上げされたものの、国内事業においては、主力事業会社の株式会社ワコールを中心に消費税増税後の買い控えや円安の進行に伴う物価上昇の影響で、需要が低調であったことから、全体の売上高は前期を下回りました。利益面では、売上が減少したことやピーチ・ジョン事業の公正価値を再評価した結果、60億21百万円の減損損失を計上した影響もあり、営業利益は前期を大きく下回りました。

・売上高	1,917億65百万円	(前期比	1.0%減)
・営業利益	70億82百万円	(前期比	48.9%減)
・税引前当期純利益	113億42百万円	(前期比	24.6%減)
・当社株主に帰属する当期純利益	84億44百万円	(前期比	16.4%減)

オペレーティング・セグメントの実績は次のとおりであります。

#### ①ワコール事業（国内）

国内事業においては、5つの注力分野（地域・年齢層・価格・製造分野の改革・在庫管理）の推進を掲げ、顧客との接点強化と外部環境の変化に対応できる体制を構築してきました。

しかしながら、期首から消費税増税後の消費低迷が長期化し、一部高額商品などに対する需要が持ち直したものの、全体では厳しい商況となりました。

株式会社ワコールのワコールブランド事業本部につきましては、新設したチャネル専用ブランドやプレステージブランド、シニア向けブランドなどは堅調に推移しましたが、主力アイテムであるブラジャーやボトムが苦戦し、全体の売上は前期を下回りました。

ウイングブランド事業本部につきましては、秋冬に発売した新製品ボトムや季節性の高い機能肌着は消費者ニーズを捉え好調に推移しましたが、主力アイテムであるブラジャーがTVCFの中止などにより認知が不足したことや商品力で他社との差別化ができなかったことで苦戦し、全体の売上は前期を大きく下回りました。

小売事業本部につきましては、ショッピングモールを中心に展開している直営店「AMPHI(アンフィ)」は、月ごとの様々な販促イベントやモデル、スタイリストとのコラボ商品展開など常に売場鮮度を保つことで入店客数が増加し好調に推移しました。また、アウトレットモールで展開する「ワコールファクトリーストア」もインバウンド対応(免税店拡大)が奏功し、全体の売上は前期を上回りました。

ウエルネス事業部につきましては、スポーツコンディショニングウェア「CW-X(シーダブリューエックス)」ブランドは、売場陳列什器の刷新や大型選手との契約などの投資に即効性を欠き、苦戦しました。また、大手医薬品メーカーとの共同開発商品の店頭売上は、順調に推移したものの、売上を牽引することができませんでした。この結果、全体の売上は前期を大きく下回りました。

通信販売事業部につきましては、カタログ販売がシーズンを通して苦戦しました。インターネット販売についても4月のサイト閉鎖の影響分を取り戻すためにウェブ広告を強化したものの成果が出ず、全体の売上は前期を大きく下回りました。

このように、主力事業会社である株式会社ワコールの売上が前期を下回ったことにより、ワコール事業(国内)セグメント全体の売上は前期を下回りました。利益面では、株式会社ワコールにおける販管費の削減、円安による加工賃や仕入れなどの原価上昇を抑制したものの、売上高の減少が大きく影響し、営業利益は前期を大きく下回りました。

・売上高	1,122億3百万円	(前期比	5.0%減)
・営業利益	84億44百万円	(前期比	9.0%減)

## ②ワコール事業（海外）

米国ワコールは、高級品市場でのシェアの拡大とともに開発生産体制の整備を通じて強固な収益構造の実現に取り組みました。売上面では、百貨店の店頭売上の低迷が続く中、主力アイテムのブラジャーが好調に推移したことや、1月からのヨーロッパコレクションの新規展開、インターネット販売や周辺国での販売も伸長したことにより現地通貨ベースで前期を上回りました。また、利益面では売上の増加により、営業利益は前期を上回りました。

中国ワコール（1～12月）につきましては、中間層市場向けブランドの育成とともに粗利益率改善による収益力向上に取り組みました。売上面では、儉約令の影響で百貨店チャンネルにおける高価格帯ブランドが低調に推移しましたが、中間層向けブランド「LA ROSABELLE（ラ・ロッサベル）」の展開店舗増加やインターネット販売などが好調に推移し、現地通貨ベースで前期並みとなりました。利益面では、現地材料調達比率を高めたことや特価品のインターネットやアウトレットでの販売を拡大したことなどにより大きく粗利益率が改善しました。また、不採算店舗の撤退や人員の適正配置により営業利益は前期を大きく上回りました。

ワコールヨーロッパにつきましては、米国ワコールとの連携をはかり、ワコールブランド事業の成長強化や、欧州事業の中核を担うためのマネジメント整備に取り組みました。英国においては、ロシアや中東からの観光客が減少したものの大手百貨店の復調とワコールブランド商品の展開拡大が寄与し、売上は堅調に推移しました。しかし、ユーロ圏、特にフランスでは、欧州経済不安による消費意欲の低下が影響し、売上が苦戦しました。また、米国では一部得意先のMD方針の変更などにより百貨店チャンネルが苦戦しました。これらによって、売上は現地通貨ベースでは前期を下回ったものの、大幅な円安のため邦貨換算ベースでは前期を上回りました。利益面では、売上の減少と欧州事業体制の変更に係る費用などを計上したことから、営業利益は前期を大きく下回りました。

これらの結果、ワコール事業（海外）セグメントの売上高、営業利益ともに前期を大きく上回りました。

・売上高	481億7百万円	（前期比	10.2%増）
・営業利益	47億76百万円	（前期比	18.3%増）

### ③ピーチ・ジョン事業

ピーチ・ジョン事業につきましては、顧客数増加を通じた売上の拡大に取り組みました。主力の通信販売は、インナーウェアは前期並みでしたが、アウターウェアと雑貨が落ち込み、WEBサイトの操作性向上も大きく貢献せず、売上は前期を大きく下回りました。国内直営店につきましては、若年層やキャリア層をターゲットにした新業態店舗などの出店で店舗数が増えたことで売上が前期を上回りました。海外につきましては、香港では新店舗や客数の増加などにより好調に推移しましたが、中国では直営店が苦戦し前期を下回りました。

これらの結果、ピーチ・ジョン事業セグメント全体の売上は、前期を大きく下回りました。利益面では、売上の減少と円安により原価率が上昇したことやのれん及びその他の無形固定資産の減損損失を計上したことにより大幅な営業損失となりました。

・売上高	116億26百万円	(前期比 6.9%減)
・営業損失	62億96百万円	(前期は営業利益 83百万円)

### ④その他

その他セグメントにおいては安定した収益構造の確立や経営基盤の強化に取り組みました。

ルシアンにつきましては、マテリアル事業は、新規取引などにより好調に推移しましたが、主力のインナー事業をはじめ、アパレル事業も苦戦し、全体の売上は前期を大きく下回りました。利益面では、海外子会社工場の本格的稼働により収益は改善しつつありますが、売上の減少に加え、円安の影響により加工賃・材料費が上昇し粗利益率が低下した結果、営業損失となりました。

マネキンの製造販売やレンタル、商業施設の設計や施工を行う七彩につきましては、物販事業は苦戦しましたが、レンタル事業については、新規取引などにより前期を上回りました。また、工事業も物件の受注が増加したことにより好調に推移し、全体の売上は前期を上回りました。利益面では、工事業の原価率上昇が影響し前期を下回りました。

これらの結果、その他セグメント全体の売上は前期を上回りましたが、営業利益は前期を大きく下回りました。

・売上高	198億29百万円	(前期比 1.3%増)
・営業利益	1億58百万円	(前期比 65.4%減)

## オペレーティング・セグメント情報

(単位 金額：百万円、比率：%)

	ワコール事業(国内)	ワコール事業(海外)	ピーチ・ジョン事業	その他	計
売上高	112,203	48,107	11,626	19,829	191,765
前期比	95.0	110.2	93.1	101.3	99.0

- (注) 1. セグメント情報は、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。
2. 各事業の主な製品
- ワコール事業(国内) …インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他
- ワコール事業(海外) …インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他
- ピーチ・ジョン事業 …インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、その他繊維関連商品他
- その他……………インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

### (b) 資金調達の様況

該当事項はありません。

### (c) 設備投資の様況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、44億78百万円であります。これらは、主に、国内子会社における情報システム投資及び所有不動産の維持補修工事に関するものであります。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 金額：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第 67 期(当期)
	金 額	金 額	金 額	金 額
売 上 高	171,897	180,230	193,781	191,765
営 業 利 益	10,377	8,499	13,860	7,082
当社株主に帰属する 当 期 純 利 益	6,913	7,880	10,106	8,444
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	49円08銭	55円95銭	71円75銭	59円95銭
総 資 産	221,098	254,536	271,988	300,272
株 主 資 本	171,496	186,646	205,106	228,857
1株当たり株主資本	1,217円57銭	1,325円19銭	1,456円32銭	1,624円93銭

- (注) 1. 上記の連結経営指標は米国会計基準に基づく金額であります。このため、経常利益に代えて営業利益を記載しております。
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出してしております。
3. 1株当たり株主資本は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出してしております。
4. 平成25年度において、より適正な期間損益を連結計算書類に反映させるため、一部の連結子会社について、従来の決算日から当社の決算日である3月31日に決算日をそれぞれ変更しております。これらに伴い、平成24年度以前の数値を組替再表示しております。

### ②当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 金額：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第 67 期(当期)
	金 額	金 額	金 額	金 額
営 業 収 益	7,874	8,705	8,967	10,898
経 常 利 益	3,981	4,571	5,301	7,350
当期純利益(△純損失)	3,756	4,837	4,955	△541
1株当たり当期純利益(△純損失)	26円67銭	34円34銭	35円18銭	△3円84銭
総 資 産	146,341	174,280	177,411	168,762
純 資 産	143,380	144,513	145,605	140,578
1株当たり純資産額	1,016円54銭	1,024円27銭	1,031円57銭	995円48銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出してしております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出してしております。

### (3) 対処すべき課題

国内における売上と収益の維持拡大は、当社グループが持続的成長を目指す上で必要不可欠です。円安や消費税増税による物価上昇や、それに伴う消費購買行動の変化、また将来における生産人口の減少など、国内レディスインナーウェア市場を取り巻く環境は厳しくなっています。一方、株高による富裕層の消費拡大や、外国人観光客の増加によるインバウンド消費の拡大、また女性の社会進出や活躍の広がりなど新たな価値を提供する好機も訪れています。そのような外部環境下において、業界のリーディングカンパニーとして市場全体の活性化を担い、顧客接点強化のために投資を行っていきます。商品戦略においては、ボリュームゾーン商品の拡大や高付加価値市場の維持をはかるとともに、長年の研究開発で培った独自のデータやノウハウを活用し、着け始め世代とシニア世代へのアプローチを強化します。また、販売の「場」を広げるため販売組織を見直し、シェアの低い地域や空白エリアにおけるシェア奪取に取り組みます。インバウンド増加に向けては、プレステージゾーン商品の充実と販売・サービス面の充実をはかり、好機を活かす体制を整えていきます。

加えて国内レディスインナーウェア事業以外に、新たな柱となる事業の育成が急務です。全国に広がる販売網や独自の研究開発力、技術基盤が有効活用できる新しい事業分野を確立し、第二の柱となるよう育成していきます。

海外事業は、グループ最大の成長エンジンです。「世界のワコール」を目指す上では、それぞれの国や地域の社会環境や消費者ニーズを的確に捉え、地域に根差した商品・マーケティング戦略を確立する必要があります。欧州事業におけるマネジメント体制の一元化や、米国事業の新しい販路での事業拡大、中国事業における中間層をターゲットにした新ブランドの売上拡大や収益率アップなど積極的に推進し、持続的な高収益体制を構築します。

また、アジア諸国の賃金上昇、原材料高騰など製造分野における外部環境も年々厳しさが増しています。グローバルサプライチェーンを拡大しながら、商品競争力の維持向上と安定供給を可能にする生産体制を構築していきます。

これらグループ全体の経営基盤やインフラ整備を進めていくことで、環境変化に対応できるよう経営体質を強化し、更なる成長につなげます。

株主の皆様におかれましては、なお一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



#### (4) 主要な事業内容

オペレーティング・セグメント	事業内容
ワコール事業（国内）	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売
ワコール事業（海外）	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売
ピーチ・ジョン事業	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、消費者への直接販売及び一部製品の卸売販売
その他	インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造・卸売販売、マネキン人形の製造・販売、店舗設計・施工他

#### (5) 主要な営業所及び工場

##### ①当社の主要な事業所及び工場

本社（京都府）

##### ②子会社の主要な事業所及び工場

（株）ワコール（京都府）、（株）ピーチ・ジョン（東京都）、（株）ルシアン（京都府）、九州ワコール製造（株）（長崎県）、（株）七彩（京都府）、（株）トリーカ（大阪府）、WACOAL INTERNATIONAL CORP.（米国）、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.（英国）、WACOAL EMEA LTD.（英国）、WACOAL EUROPE SAS（仏国）、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、WACOAL HONG KONG CO., LTD.、和江留投資股份有限公司（台湾）、華歌爾（中国）時裝有限公司

## (6) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員

オペレーティング・セグメントの名称	従業員数(名)	前期末比増減数(名)
ワコール事業(国内)	7,599	△72
ワコール事業(海外)	9,037	△169
ピーチ・ジョン事業	380	4
その他の	1,970	311
合計	18,986	74

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
2. 従業員数には、臨時従業員(派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員 1,210名)は含んでおりません。

### ②当社の従業員

従業員数(名)	前期末比増減数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
80	—	45.4	20.3

- (注) 従業員数は、就業人員であります。

## (7) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要事業内容	摘要
(株) ワ コ ー ル	京都市南区	百万円 5,000	100.0 %	衣料品の製造販売	
(株) ピーチ・ジョン	東京都渋谷区	90	100.0	衣料品の販売	
(株) ル シ ア ン	京都市南区	90	100.0	衣料品及びその他繊維関連製品の製造販売	
(株) 七 彩	京都市南区	498	99.9	マネキン人形及びディスプレイ器具の製造販売 店舗設計・施工	
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国ニューヨーク市	千USドル 20,000	100.0	米国子会社への投資	※1
WACOAL AMERICA, INC.	米国ニューヨーク市	2,062	100.0	衣料品の製造販売	※2
WACOAL EUROPE LTD.	英国ノーサンプトン シャー州	千ポンド 175	100.0	子会社への投資	※3
WACOAL EMEA LTD.	英国ノーサンプトン シャー州	250	100.0	衣料品の製造販売	※4

(注)※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP. は、当社の子会社(株)ワコールが100%出資している会社であります。

※2 WACOAL AMERICA, INC. は、WACOAL INTERNATIONAL CORP. が100%出資している会社であります。

※3 WACOAL EUROPE LTD. は、平成27年1月にWACOAL EVEDED LTD. から社名を変更しております。

※4 WACOAL EMEA LTD. は、当社の子会社WACOAL EUROPE LTD. が100%出資している会社であります。なお、平成27年1月にEVEDED LTD. から社名を変更しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,000百万円
株式会社京都銀行	2,200
株式会社滋賀銀行	1,300
日本生命保険相互会社	200
明治安田生命保険相互会社	200
三菱UFJ信託銀行株式会社	83

## 2. 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 143,378,085株 (自己株式2,537,276株を含む。)  
(3) 株主数 14,660名  
(4) 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,990	4.96
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	6,229	4.42
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	6,100	4.33
株 式 会 社 京 都 銀 行	4,705	3.34
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	4,306	3.05
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,672	2.60
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,646	2.58
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,050	2.16
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,732	1.93
旭 化 成 せ ん い 株 式 会 社	2,482	1.76

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式2,537,276株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に取締役が有する新株予約権の状況

発行決議日	第1回新株予約権 (平成20年7月30日取締役会)	第3回新株予約権 (平成21年7月30日取締役会)
新株予約権の数	30個(3名)	29個(3名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	30,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	29,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで	平成21年9月2日から 平成41年9月1日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)	当社の取締役(社外取締役は除く)
発行決議日	第5回新株予約権 (平成22年7月30日取締役会)	第7回新株予約権 (平成23年7月29日取締役会)
新株予約権の数	35個(4名)	48個(5名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	35,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	48,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	平成22年9月2日から 平成42年9月1日まで	平成23年9月2日から 平成43年9月1日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)	当社の取締役(社外取締役は除く)

発行決議日	第9回新株予約権 (平成24年7月31日取締役会)	第11回新株予約権 (平成25年7月31日取締役会)
新株予約権の数	53個(5名)	52個(5名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	53,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	52,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	平成24年9月4日から 平成44年9月3日まで	平成25年9月3日から 平成45年9月2日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)	

発行決議日	第13回新株予約権 (平成26年7月31日取締役会)
新株予約権の数	46個(5名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	46,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
権利行使期間	平成26年9月2日から 平成46年9月1日まで
対象者	当社の取締役(社外取締役は除く)

## (2) 当事業年度中に子会社の役員に交付した新株予約権の状況

発行決議日	第14回新株予約権 (平成26年7月31日取締役会)
新株予約権の数	17個 (5名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	17,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
権利行使期間	平成26年9月2日から 平成46年9月1日まで
対象者	(株)ワコールの取締役

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 能 交	株式会社ワコール代表取締役会長 WACOAL EUROPE LTD. 取締役会長 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長 WACOAL INTERNATIONAL CORP. 取締役会長 WACOAL AMERICA, INC. 取締役会長
取締役副社長	川 中 英 男	経営改革担当
専務取締役	安 原 弘 展	株式会社ワコール代表取締役社長執行役員
常務取締役	井 出 雄 三	国際担当 株式会社ワコール取締役副社長執行役員国際担当兼 国際本部長 WACOAL EUROPE LTD. 取締役副会長 WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD. 取締役会長 華歌爾（中国）時装有限公司董事長
常務取締役	若 林 正 哉	グループ管理統括担当 和江留投資股份有限公司董事長 株式会社ワコール取締役常務執行役員
取 締 役	尾 崎 護	矢崎総業株式会社顧問 富士急行株式会社社外取締役 キッコーマン株式会社社外取締役
取 締 役	堀 場 厚	株式会社堀場製作所代表取締役会長兼社長 株式会社堀場エステック代表取締役社長 株式会社ロック・フィールド社外取締役
常勤監査役	山 本 三 雄	株式会社ワコール監査役
常勤監査役	中 村 友 紀	
監 査 役	片 柳 彰	三菱UFJニコス株式会社特別顧問 TOTO株式会社社外監査役
監 査 役	久 田 友 春	公認会計士
監 査 役	竹 村 葉 子	弁護士 株式会社ADEKA社外監査役



- (注) 1. 取締役尾崎 護氏、堀場 厚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役片柳 彰氏、久田友春氏、竹村葉子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。  
 4. 常勤監査役中村友紀氏は、長年に亘り当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
 5. 監査役久田友春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
 6. 社外取締役尾崎 護氏、堀場 厚氏及び社外監査役片柳 彰氏、久田友春氏、竹村葉子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 7. 常務取締役若林正哉氏は、株式会社ワコール取締役常務執行役員を平成27年3月31日付けで辞任してあります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 308百万円 (うち社外 2名 18百万円)

監査役 5名 54百万円 (うち社外 3名 21百万円)

- (注) 1. なお、当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外2名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成26年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。  
 2. なお、報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
 ・本定時株主総会において決議予定の役員賞与35百万円(社外取締役を除く取締役5名 35百万円)  
 ・ストック・オプションによる報酬額44百万円(社外取締役を除く取締役5名 44百万円)

## (3) 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	尾 崎 護	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、財務・中国事業に関する深い知識と経験及び幅広い社会的識見に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
取 締 役	堀 場 厚	当事業年度開催の取締役会14回のうち10回に出席し、海外事業及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
監 査 役	片 柳 彰	当事業年度開催の取締役会14回のうち10回に、また監査役会15回のうち11回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。
監 査 役	久 田 友 春	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。
監 査 役	竹 村 葉 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に、また監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	130,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	144,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちWACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EMEA LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。

また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する体制

#### ①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及びワコールグループの取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
- ・取締役は、ワコールグループ全体における企業倫理の遵守と浸透を率先して行います。
- ・コンプライアンス体制を整備し、当社及びワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題を検討するため、当社に代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置しています。事務局は法務・コンプライアンス部が担当し、企業倫理の浸透と啓発を図ります。
- ・当社及びワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告する体制を確立しています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
- ・当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めるとともに、危機管理上の行動基準として、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを「危機管理マニュアル」に定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の承認の下、文書管理規程を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとします。以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。  
株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする書類等、その他文書管理規程に定める文書
- ・前項各号に定める文書の保管期間は10年間とします。保管場所は文書管理規程に定めるところによりますが、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、管理担当取締役を委員長としてリスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理委員会は取締役会の承認の下、リスク管理規程を定めています。リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
- ・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取り締役会へ報告を行います。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は独立社外取締役とします。
- ・取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
- ・ワコールグループ各社の業績は月次単位で把握し、取締役会へ報告します。また、四半期毎に「四半期業績確認会」「グループ戦略会議」を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討し、必要に応じて目標の見直しを行います。

### ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規程を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
- ・グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
- ・監査室はコンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めて、グループ会社の内部監査を実施します。その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導・助言を行います。
- ・執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。

## ⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・ 監査役職務を補助するため、監査役会事務局に監査役補助者としての使用人を配置しています。
- ・ 監査役補助者は専任とし、任命・評価・人事異動・懲戒その他に関して、監査役の意見を聴取し、これを尊重することで、監査役補助者の実効性と独立性を確保します。

## ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人は、当社及びグループ各社における法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いは受けません。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
  - グループ経営会議に付議された事項
  - 月次、四半期のグループ経営状況
  - 内部監査結果
  - 内部通報制度への通報の状況
  - 上記の他重要な事項
- ・ 監査役は取締役会に出席する他、グループの主要な会議に出席することができます。また「グループ監査役会議」を主宰し、定期的な報告を受けます。

## ⑧その他監査役職務が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役の過半数は独立社外監査役とし、経営の透明性・中立性を高めます。
- ・ 監査役は監査室所属の使用人に対して監査業務に必要な事項を要求することができます。また監査役職務に必要な費用は監査役補助者を通して会社に請求できます。
- ・ 監査役は監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
- ・ 監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資による企業価値の向上を図りながら、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としています。内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆様への還元を図らせていただきたいと考えています。また、自己株式の取得を機動的に行い、資本効率の向上と株主の皆様への還元を図ってまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、平成27年5月11日開催の取締役会にて1株当たり30円、効力発生日を平成27年6月3日とする決議をいたしました。

## (3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ①基本方針の内容

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

## ②取組みの具体的な内容

- ・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(企業価値向上のための取組み)

当社は、更なる企業価値の向上に向けた中長期的戦略を実行するために平成17年に持株会社体制に移行し、中期経営計画や各年度の経営方針の下、国内及び海外での事業拡大をM&Aの実施も含めて推進するとともに、収益性の改善に努め、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

当社は、今後も引き続き、上記①記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の「美しくありたい」という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎのない企業ブランド「ワコール」を築き上げるべく、(i)グループ各社の連携によるワコールグループの総合力の強化、(ii)国内・海外における事業の拡大と収益性の維持・改善、(iii)グループとしての経営体制の強化、(iv)CSRの遂行(コンプライアンスの徹底、IR活動、社会貢献活動等)の4項目を柱として、企業価値の向上に向けた事業運営に取り組んでいきます。

(コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み)

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおりの機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、平成27年3月31日現在、取締役7名で構成され、経営方針、経営戦略等の重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役7名のうち、2名は独立性の高い社外取締役とし、経営・事業に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は1年間とし、当社経営陣の株主の皆様に対する経営責任を一層明確化しております。さらに、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、平成27年3月31日現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

なお、当社は、上記社外取締役2名及び社外監査役3名全員を、独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ております。

当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ会社管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

さらに、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会議」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っており、同じく「グループ経営会議」の傘下に設置する「グループ戦略会議」においては、「グループ経営会議」の出席者に加えて国内・海外の主要事業会社の責任者が参加し、経営課題の共有と重要事項の検討を行っております。



この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を決定し、同日開催の当社取締役会において具体的な対応策を決定しこれを更新（これらは平成18年6月29日新規導入）しました。これらはいずれもその有効期間が約3年間の経過をもって満了したので、当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、所要の変更を加えた上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「本買収防衛策基本方針」といいます。）の内容を決定するための議案のご承認をいただき、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定しこれを更新しました。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われた際、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）と協議・交渉等を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する買付等を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名の委員から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、(A)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は(B)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定められる割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定められる割合で、新株予約権を無償で割り当てます。また、独立委員会は、買付者等による買付等が上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対してその旨勧告することができます。この場合、当社取締役会は、原則として、実務上可能な限り最短の期間で株主総会が開催できるように速やかに株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議します。

上記の新株予約権は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、上記新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会決議又は株主総会決議が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、平成24年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

株主の皆様には、新株予約権無償割当てが実施されない限り、直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

### ③上記②の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記①記載の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、有効期間が約3年間と定められた上、取締役会の決議により又は株主総会における本買収防衛策基本方針の廃止の決議の結果、いつでも廃止できるとされるなど株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されこれが充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランによる新株予約権無償割当ての実施に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

#### （ご参考）

上記記載の本買収防衛策基本方針及び本プランは、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

そのため、当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、本買収防衛策基本方針の内容について、一部内容の見直しを行い、改めて「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「新買収防衛策基本方針」といいます。）の内容を決定するための議案を本総会に付議する旨を決定いたしました。

当社は、新買収防衛策基本方針の内容を決定するための議案が本総会で承認された場合には、新買収防衛策基本方針に基づいて、本プランの一部に所要の変更を行い、当社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を、本総会終了後同日に開催する取締役会で決議し、これを公表する予定であります。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>120,264</b>	<b>流動負債</b>	<b>42,302</b>
現金及び現金同等物	38,410	短期借入金	10,038
定期預金	2,687	支払手形	1,031
有価証券	2,387	買掛金	11,346
売掛債権	26,544	未払金	6,686
返品調整引当金及び貸倒引当金	△ 2,409	未払給料及び賞与	6,936
たな卸資産	42,893	未払税金	2,064
繰延税金資産	5,488	一年内返済予定長期債務	534
その他流動資産	4,264	その他流動負債	3,667
<b>有形固定資産</b>	<b>49,188</b>	<b>固定負債</b>	<b>26,402</b>
土地	22,009	長期債務	4,245
建物及び構築物	64,038	退職給付に係る負債	1,680
機械装置及び工具器具備品等	16,760	繰延税金負債	18,796
建設仮勘定	923	その他	1,681
減価償却累計額	△54,542	<b>負債合計</b>	<b>68,704</b>
<b>その他の資産</b>	<b>130,820</b>	<b>資 本 の 部</b>	
関連会社投資	22,052	資本金	13,260
投資	59,963	資本剰余金	29,642
のれん	18,750	利益剰余金	155,264
その他の無形固定資産	12,739	その他の包括損益累計額	33,586
前払年金費用	10,577	為替換算調整勘定	10,831
繰延税金資産	982	未実現有価証券評価益	20,821
その他	5,757	年金債務調整勘定	1,934
<b>資産合計</b>	<b>300,272</b>	<b>自己株式</b>	<b>△ 2,895</b>
		<b>株主資本合計</b>	<b>228,857</b>
		<b>非支配持分</b>	<b>2,711</b>
		<b>資本合計</b>	<b>231,568</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>300,272</b>

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		191,765
営業費用		
売上原価	90,722	
販売費及び一般管理費	87,940	
のれん及びその他の無形固定資産減損損失	6,021	184,683
<b>営業利益</b>		<b>7,082</b>
その他の収益・費用 (△)		
受取利息	142	
支払利息	△ 98	
受取配当金	1,011	
有価証券・投資有価証券 売却及び交換損益(純額)	1,585	
有価証券・投資有価証券評価損益(純額)	△ 14	
絵画売却益	1,405	
為替差損益(純額)	300	
その他の損益(純額)	△ 71	4,260
<b>税引前当期純利益</b>		<b>11,342</b>
法人税等		
当期税額	5,223	
繰延税額	△ 1,920	3,303
<b>持分法による投資損益調整前 当期純利益</b>		<b>8,039</b>
持分法による投資損益		705
<b>当期純利益</b>		<b>8,744</b>
非支配持分帰属損益		△ 300
<b>当社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>8,444</b>

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

## 連結株主持分計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位 株式数：千株、金額：百万円)

	資 本 の 部								
	社外流通 株式数	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の 包括損益 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	資本合計
平成26年3月31日現在	140,839	13,260	29,587	151,468	13,689	△2,898	205,106	2,430	207,536
当期純利益				8,444			8,444	300	8,744
その他の包括利益									
為替換算調整勘定					8,521		8,521	150	8,671
未実現有価証券評価益					9,215		9,215	27	9,242
年金債務調整勘定					2,161		2,161	△ 5	2,156
当社株主への現金配当 (1株当たり 33.00円)				△4,648			△4,648		△4,648
非支配持分への 現金配当								△ 190	△ 190
自己株式の取得	△ 3					△ 3	△ 3		△ 3
ストックオプション の付与及び行使	5		55			6	61		61
当社持分比率変動による増減			0				0	△ 1	△ 1
平成27年3月31日残高	140,841	13,260	29,642	155,264	33,586	△2,895	228,857	2,711	231,568

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

社外流通株式数は、千株未満を四捨五入にて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条の2第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 56社
- (2) 主要な連結子会社 (株)ワコール、(株)ピーチ・ジョン、(株)ルシアン、九州ワコール製造(株)、(株)七彩、(株)トリーカ、WACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EUROPE SAS、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、WACOAL HONG KONG CO., LTD.、和江留投資股份有限公司、華歌爾(中国)時裝有限公司

#### 3. 持分法の適用に関する事項

- (1) 関連会社の数 10社
- (2) 主要な関連会社 (株)新栄ワコール、台湾華歌爾股份有限公司、THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券及び投資

米国財務会計基準審議会会計基準書320「投資－負債及び持分証券」の規定に準拠して、市場性のある有価証券及び投資を「売却可能有価証券」及び「満期保有目的有価証券」に分類しております。「売却可能有価証券」は公正価値により評価しており、「満期保有目的有価証券」は償却原価により評価しております。これらの売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出しております。

また、市場性のない有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。

###### ②たな卸資産

製品・商品及び仕掛品については主として総平均法、原材料については先入先出法により、いずれも低価法で評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法は、主として定率法によっております。

無形資産の減価償却方法は、定額法によっております。なお、米国財務会計基準審議会会計基準書350「無形資産－のれん及びその他」に準拠し、耐用年数が確定できないものについては、償却を行わずに少なくとも年1回の減損テストを実施しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②返品調整引当金 売上高と戻り高の対応関係を明確にするため、過去の返品率等を勘案し、将来の返品に伴う損失予想額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③連結子会社の事業年度に関する事項

国内の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。海外の連結子会社の決算日は、WACOAL HONG KONG CO., LTD. 他 8 社を除いて連結決算日と一致しております。WACOAL HONG KONG CO., LTD. 他 8 社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。これらの連結子会社の決算日と連結決算日である3月31日との差異期間に発生した、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は適切に調整されております。

(連結貸借対照表に関する注記)

担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地	150 百万円
建物	258 百万円
計	408 百万円

②担保に係る債務

短期借入金（一年内返済予定長期債務含む）	40 百万円
長期債務	231 百万円
計	271 百万円



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資の資金運用については一定の条件と制限を設けて投資適格範囲を定め、安全性を重視した運用をしております。資金調達については、必要が生じた場合には銀行借入により調達いたします。デリバティブは、外貨建て取引における為替変動リスクや借入金の金利変動リスク及び保有する株式の株価変動リスクを回避するために利用する場合がありますが投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資における売却可能有価証券は、主に債券や投資信託及び株式であります。これらは市場価格の変動リスクがあり、定期的に公正価値の把握を実施しております。

売掛債権である受取手形及び売掛金の顧客信用リスクは、当社グループの管理規程に従ってリスク低減を図っております。

借入金については、事業拡大及び運転資金のための資金調達であり、長期債務については金利変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

買掛債務や未払金は、そのほとんどが1年内の支払期日です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引における具体的な対象や範囲を定めた当社グループの取扱規程に従って行っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

公正価値の見積りは、当該金融商品に関連した市場価格情報及びその契約内容を基礎として期末の一時点で見積もられたものであります。これらの見積りは実質的に当社が行っており、不確実性及び見積りに重要な影響を及ぼす当社の判断を含んでおります。このため、想定している前提条件の変更により上記の見積り公正価値は重要な影響を受ける可能性があります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (4) 信用リスクの集中

当社グループの事業は、主として日本の小売業界における多数の取引先に対する婦人下着の販売によって構成されており、その取引先には大手の百貨店、量販店及びその他の一般小売店等が含まれます。連結子会社を含めたイオングループに対する売上実績は、平成27年3月期では当社グループの売上高の約8.9%を占めます。なお、取引先1社で売上高の10%以上を構成する販売先はありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは取得原価で計上しており、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び現金同等物	38,410	38,410	—
(2) 定期預金	2,687	2,687	—
(3) 有価証券	2,387	2,386	1
(4) 売掛債権	26,544	26,544	—
(5) 関連会社投資	14,155	12,107	2,048
(6) 投資	58,668	58,665	3
(7) 短期借入金	△ 10,038	△ 10,038	—
(8) 支払手形	△ 1,031	△ 1,031	—
(9) 買掛金	△ 11,346	△ 11,346	—
(10) 未払金	△ 6,686	△ 6,686	—
(11) 未払税金	△ 2,064	△ 2,064	—
(12) 長期債務(一年内返済予定含む)	△ 4,779	△ 4,780	1
(13) デリバティブ取引	209	209	—

(\*) 負債に計上されているものについては、△で示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、△で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び現金同等物、(2) 定期預金、(4) 売掛債権、(7) 短期借入金、(8) 支払手形、  
(9) 買掛金、(10) 未払金、(11) 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券、(6) 投資

国債及び株式の公正価値は、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格により評価しております。また、地方債及び社債の公正価値については、金融機関等により評価された市場価格に基づく評価額を使用しております。投資信託の公正価値については、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格又は金融機関等により評価された市場価格に基づく評価額を使用しております。

なお、有価証券及び投資は売却可能有価証券及び満期保有目的有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	23,586	58,047	34,461
	(2) 債券			
	① 国債・地方債	—	—	—
	② 社債	500	501	1
	③ 投資信託	804	1,095	291
	小計	24,890	59,643	34,753
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	△ 0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債	10	10	—
	② 社債	1,106	1,106	—
	③ 投資信託	300	295	△ 5
	小計	1,417	1,412	△ 5
合計		26,307	61,055	34,748

## (5) 関連会社投資

関連会社投資の公正価値は、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格により評価しております。

また、連結貸借対照表計上額は、持分法による会計処理を行っております。

## (12) 長期債務（一年内返済予定含む）

当社グループの長期債務の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

## (13) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、為替予約であり、公正価値については先物為替レートを使用した見積りによっております。なお、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

市場性のない有価証券への投資（連結貸借対照表計上額1,295百万円）は、公正価値を容易に算定することができないため取得原価で計上しております。また、時価のない関連会社投資（連結貸借対照表計上額7,897百万円）については、時価のある関連会社投資と同様に持分法による会計処理を行っております。これらの投資については、毎年あるいは必要となる事象が生じた場合に、一時的でない減損についての判定を行っております。

(注3) 満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：百万円)

	1年内	5年内
売却可能有価証券	980	10
満期保有目的有価証券	485	617
合計	1,465	627

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり株主資本	1,624円93銭
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	59円95銭
潜在株式調整後1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	59円80銭

(その他の注記)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度末から、当社及び主たる国内子会社において、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、平成27年3月期において、繰延税金資産及び繰延税金負債の取り崩しが行われ、繰延税額は1,209百万円減少しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>22,463</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,579</b>
現金及び預金	16,119	支払手形	66
有価証券	500	短期借入金	6,500
繰延税金資産	84	一年内返済予定長期借入金	483
関係会社短期貸付金	4,682	関係会社短期借入金	19,773
その他	1,077	未払金	405
<b>固定資産</b>	<b>146,298</b>	未払費用	11
<b>有形固定資産</b>	<b>35,955</b>	未払法人税等	215
建物	14,772	賞与引当金	68
構築物	261	役員賞与引当金	35
工具、器具及び備品	1,214	その他	19
土地	18,917	<b>固定負債</b>	<b>604</b>
建設仮勘定	789	繰延税金負債	179
<b>無形固定資産</b>	<b>589</b>	その他	425
借地権	585	<b>負債合計</b>	<b>28,183</b>
その他	3	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>109,753</b>	株主資本	140,069
投資有価証券	1,395	資本金	13,260
関係会社株式	107,056	資本剰余金	29,294
関係会社長期貸付金	800	資本準備金	29,294
その他	501	利益剰余金	100,410
<b>資産合計</b>	<b>168,762</b>	利益準備金	3,315
		その他利益剰余金	97,095
		固定資産圧縮積立金	2,066
		別途積立金	90,000
		繰越利益剰余金	5,028
		<b>自己株式</b>	<b>△ 2,895</b>
		評価・換算差額等	135
		その他有価証券評価差額金	135
		<b>新株予約権</b>	<b>373</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>140,578</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>168,762</b>

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
貸貨収入	3,841	
配当金収入	6,763	
その他	292	10,898
営業費用		
貸貨原価	1,777	1,777
<b>営業総利益</b>		<b>9,120</b>
販売費及び一般管理費	2,017	2,017
<b>営業利益</b>		<b>7,102</b>
営業外収益		
受取利息	174	
受取配当金	37	
有価証券売却益	117	
その他	7	337
営業外費用		
支払利息	89	
その他	0	89
<b>経常利益</b>		<b>7,350</b>
特別利益		
絵画売却益	1,404	
固定資産売却益	28	1,433
特別損失		
固定資産除売却損	7	
関係会社株式評価損	8,530	8,537
<b>税引前当期純利益</b>		<b>246</b>
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	630	
法人税等調整額	158	788
<b>当期純損失</b>		<b>541</b>

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成26年4月1日 期首残高	13,260	29,294	3,315	2,008	90,000	10,276	105,599	△2,897	145,256
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立				127		△ 127	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 70		70	—		—
剰余金の配当						△4,647	△4,647		△4,647
当期純損失						△ 541	△ 541		△ 541
自己株式の取得								△ 3	△ 3
新株予約権の行使						△ 0	△ 0	5	5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	57	—	△5,247	△5,189	2	△5,187
平成27年3月31日 期末残高	13,260	29,294	3,315	2,066	90,000	5,028	100,410	△2,895	140,069

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
平成26年4月1日 期首残高	28	319	145,605
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△4,647
当期純損失			△ 541
自己株式の取得			△ 3
新株予約権の行使		△ 5	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	106	60	167
事業年度中の変動額合計	106	54	△5,026
平成27年3月31日 期末残高	135	373	140,578

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは期末決算日の市場価格等に基づく時価法、また時価のないものは移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

#### 2. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

工具、器具及び備品（絵画除く） 2～20年

##### (2) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 31,401百万円

2. 関係会社に対する短期金銭債権 4,697百万円

関係会社に対する長期金銭債権 800百万円

関係会社に対する短期金銭債務 19,849百万円

#### 3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

WACOAL EUROPE LTD. 3,957百万円

### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高 10,718百万円

関係会社とのその他の営業取引高 36百万円

関係会社との営業取引以外の取引高 193百万円

2. 関係会社株式評価損は、(株)ピーチ・ジョン株式の減損処理に伴う評価損であります。



(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 143,378,085株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 2,537,276株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	4,647	33.00	平成26年3月31日	平成26年6月4日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,225	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月3日

5. 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

	第1回 平成20年7月30日 取締役会決議分	第2回 平成20年7月30日 取締役会決議分	第3回 平成21年7月30日 取締役会決議分	第4回 平成21年7月30日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	30,000株	11,000株	29,000株	12,000株
新株予約権の残高	30個	11個	29個	12個

	第5回 平成22年7月30日 取締役会決議分	第6回 平成22年7月30日 取締役会決議分	第7回 平成23年7月29日 取締役会決議分	第8回 平成23年7月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	35,000株	11,000株	48,000株	21,000株
新株予約権の残高	35個	11個	48個	21個

	第9回 平成24年7月31日 取締役会決議分	第10回 平成24年7月31日 取締役会決議分	第11回 平成25年7月31日 取締役会決議分	第12回 平成25年7月31日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	53,000株	14,000株	52,000株	25,000株
新株予約権の残高	53個	14個	52個	25個

	第13回 平成26年 7月31日 取締役会決議分	第14回 平成26年 7月31日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	46,000株	17,000株
新株予約権の残高	46個	17個

### (税効果会計に関する注記)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

関係会社株式評価損	1,382百万円
賞与引当金	22百万円
減価償却超過額及び減損損失	803百万円
その他	288百万円
繰延税金資産小計	2,497百万円
評価性引当額	△1,574百万円
繰延税金資産合計	923百万円

##### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	987百万円
その他	30百万円
繰延税金負債合計	1,018百万円
繰延税金負債の純額	94百万円

#### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度末から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ワコール	所有 直接100	株式の保有 役員の兼任 経営指導 動産・不動産賃貸	資金の借入 (注1)	1,169	関係会社短期借入金	17,497
				利息の支払 (注1)	26	—	—
				配当の受取	6,500	—	—
				動産・不動産賃貸 (注2)	2,825	—	—
				経営指導料 (注3)	292	—	—
子会社	(株)ルシアン	所有 直接100	株式の保有 役員の兼任	資金の返済 (注4)	203	関係会社短期貸付金	1,448
						関係会社長期貸付金	800
				利息の受取 (注4)	35	—	—
子会社	WACOAL EUROPE LTD.	所有 直接100	株式の保有 役員の兼任	資金の返済 (注4)	4,321	関係会社短期貸付金	—
				利息の受取 (注4)	86	—	—
				債務の保証 (注5)	3,957	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入・利息の支払については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実態を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注3) 経営指導料については、每期交渉の上、決定しております。

(注4) 資金の貸付・利息の受取については、市場金利を勘案して決定しております。

(注5) 子会社の借入債務について、債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

(注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 995円48銭

1株当たり当期純損失 3円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ワコールホールディングス

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 文彦<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中嶋 誠一郎<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 ワコールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村文彦<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃弘一郎<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中嶋誠一郎<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

株式会社 ワコールホールディングス 監査役会

常勤監査役 山本三雄 ⑩

常勤監査役 中村友紀 ⑩

監査役 片柳 彰 ⑩

監査役 久田友春 ⑩

監査役 竹村葉子 ⑩

(注) 監査役片柳 彰、久田友春及び竹村葉子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役塚本能交氏、川中英男氏、安原弘展氏、井出雄三氏、若林正哉氏、尾崎 護氏、堀場 厚氏の7名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化及び充実を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	つかもと よしかた 塚 本 能 交 (昭和23年1月29日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和52年11月 当社取締役 昭和56年11月 当社常務取締役 昭和59年9月 当社取締役副社長 昭和59年9月 当社代表取締役(現任) 昭和62年6月 当社取締役社長(現任) 平成14年6月 当社執行役員 平成17年10月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 平成23年4月 同社代表取締役会長(現任) 平成24年12月 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長 兼社長 平成26年1月 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ワコール代表取締役会長 WACOAL EUROPE LTD. 取締役会長 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長 WACOAL INTERNATIONAL CORP. 取締役会長 WACOAL AMERICA, INC. 取締役会長	1,277,136株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	やす はら ひろ のぶ <b>安原弘展</b> (昭和26年12月28日生)	昭和50年3月 当社入社 平成8年9月 廣東華歌爾時裝有限公司副總經理 平成9年4月 華歌爾(中国)時裝有限公司總經理 平成16年4月 当社ウイングブランド事業本部 企画商品グループ長 平成17年4月 当社執行役員ウイングブランド事業本部長 平成18年4月 株式会社ワコール常務執行役員同本部長 平成18年6月 同社取締役常務執行役員同本部長 平成20年4月 同社取締役専務執行役員同本部長 平成22年4月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 平成23年4月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員(現任) 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員	11,000株
3	い で ゆう ぞう <b>井出雄三</b> (昭和29年9月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年4月 WACOAL AMERICA, INC. 取締役副会長 平成18年4月 株式会社ワコール執行役員 平成20年4月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 平成22年4月 同社取締役専務執行役員 ウイングブランド事業本部長 平成24年4月 同社取締役専務執行役員国際本部長 平成24年6月 当社取締役国際担当 平成26年4月 株式会社ワコール取締役副社長執行役員 国際担当兼国際本部長(現任) 平成26年6月 当社常務取締役国際担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ワコール取締役副社長執行役員国際担当 兼国際本部長 WACOAL EUROPE LTD. 取締役副会長 WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD. 取締役会長 華歌爾(中国)時裝有限公司董事長	6,000株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	わか ぼやし まさ や 若 林 正 哉 (昭和31年1月6日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 株式会社ワコールダイレクト小売事業部 事業管理グループ長 平成20年4月 当社経営企画部長 平成22年4月 株式会社ワコール執行役員総合企画室長 平成23年4月 同社取締役執行役員総合企画室長 平成25年4月 同社取締役常務執行役員総合企画室長 平成26年4月 同社取締役常務執行役員管理部門担当 平成26年6月 当社常務取締役グループ管理統括担当（現任） （重要な兼職の状況） 和江留投資股份有限公司董事長	17,000株
※ 5	やま ぐち まさ し 山 口 雅 史 (昭和32年11月26日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 株式会社ワコール ウイングブランド事業本部事業管理部長 平成23年4月 同社執行役員人事部長 平成25年4月 同社取締役執行役員人事総務本部長 平成26年4月 同社取締役常務執行役員人事総務本部長 平成27年4月 同社取締役専務執行役員 人事総務本部長（現任）	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	おまむる 尾崎 護 (昭和10年5月20日生)	平成3年6月 国税庁長官 平成4年6月 大蔵事務次官 平成6年5月 国民金融公庫総裁 平成11年10月 国民生活金融公庫総裁 平成15年2月 矢崎総業株式会社顧問 (現任) 平成15年7月 当社顧問 平成17年6月 当社取締役 (現任)  (重要な兼職の状況) 矢崎総業株式会社顧問 富士急行株式会社社外取締役 キッコーマン株式会社社外取締役	0株
7	ほりあつし 堀場 厚 (昭和23年2月5日生)	昭和47年9月 株式会社堀場製作所入社 昭和57年6月 同社取締役海外本部長 昭和63年6月 同社専務取締役営業本部長 平成4年1月 同社代表取締役社長 平成17年6月 同社代表取締役会長兼社長 (現任) 平成20年6月 当社取締役 (現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社堀場製作所代表取締役会長兼社長 株式会社堀場エステック代表取締役社長 株式会社ロック・フィールド社外取締役	3,000株
※8	まゆづみ 黛 まどか (戸籍上の氏名:黛 円) (昭和37年7月31日生)	平成6年6月 「B面の夏」で角川俳句賞奨励賞受賞 平成13年1月 文部科学省文化審議会「国語分科会」委員 平成16年12月 内閣官房「文化外交の推進に関する懇談会」委員 平成25年5月 文部科学大臣「文化芸術立国の実現のための懇話会」委員 平成26年4月 文部科学省文化審議会「文化政策部会」委員 平成26年4月 当社顧問 (現任)  (重要な兼職の状況) 京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授 公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員 国立新美術館評議員 福島県域無形民俗文化財助成事業実行委員会理事	0株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
なお、黛 まどか氏については、平成26年4月から平成27年6月までの間、当社顧問として、社会的課題解決の見地からの助言、並びに当社及び株式会社ワコールの従業員教育を委嘱しております。  
その報酬額は年間1,000万円未満であり、この外の利害関係はありません。
3. 尾崎 護氏、堀場 厚氏、黛 まどか氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社では、「役員の選任基準」及び「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（[http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr\\_cg.html](http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html)））。本議案における社外取締役候補者3名は、すべてこの基準を満たしております。  
なお、各社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 尾崎 護氏は、金融行政をはじめとして豊富なキャリアと専門的な知識を有されており、その経験を当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただいていることから、選任をお願いするものであります。
- (2) 堀場 厚氏は、国内及び海外事業展開において経営者としての豊富な経験と見識を有されており、その強い指導力と知識を当社の海外事業展開強化に貢献していただいていることから、選任をお願いするものであります。
- (3) 黛 まどか氏は、俳人として国内外の文化芸術分野において広く活躍されており、その見識と経験をもって当社の多様性尊重の経営に貢献していただくことが期待できることから、選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 尾崎 護氏、堀場 厚氏は、現在、当社社外取締役ではありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、尾崎 護氏が10年、堀場 厚氏が7年となります。
6. 当社は、尾崎 護氏、堀場 厚氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、尾崎 護氏、堀場 厚氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は各氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。また、黛 まどか氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、尾崎 護氏、堀場 厚氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、尾崎 護氏、堀場 厚氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。  
また、黛 まどか氏の選任が原案どおり承認された場合、東京証券取引所へ独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役山本三雄氏、久田友春氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
※ 1	ひろしま きよ たか 廣 島 清 隆 (昭和33年1月4日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 株式会社ワコール 技術・生産本部材料管理部長 平成21年4月 同社技術・生産本部生産統括部長 平成22年4月 同社執行役員技術・生産本部長 平成23年4月 同社取締役執行役員技術・生産本部長 平成27年4月 同社取締役執行役員 技術・生産部門担当(現任)	4,000株
※ 2	しら い ひろし 白 井 弘 (昭和28年10月21日生)	昭和52年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和57年8月 公認会計士登録 平成4年7月 青山監査法人入所 平成19年8月 監査法人トーマツ入所 平成22年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長就任 平成23年9月 有限責任監査法人トーマツ退所 平成23年10月 白井公認会計士事務所開設、所長(現任) 平成25年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長退任 (重要な兼職の状況) 白井公認会計士事務所所長 大阪市公正職務委員会委員 株式会社アルテコ社外監査役	0株

(注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、白井 弘氏は、平成19年8月から平成23年9月まで、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属されていましたが、その間、当社の監査業務に関与したことはありません。また、同氏は同監査法人を退所後、3年8か月が経過しております。

3. 白井 弘氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

4. 当社では、「役員の選任基準」及び「社外役員の独立性基準」を定めております（当社ウェブサイト（[http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr\\_cg.html](http://www.wacoalholdings.jp/csr/pr_cg.html)））。本議案における社外監査役候補者である白井 弘氏は、この基準を満たしております。  
白井 弘氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての米国会計基準を含む会計・財務の専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいことから、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、白井 弘氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間にて当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 白井 弘氏の選任が原案どおり承認された場合、東京証券取引所へ独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役のうち、社外取締役を除く5名に対し、当事業年度の業績等を勘案して役員賞与総額3,500万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

#### 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定の件

平成24年6月28日開催の当社第64期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下、当該定時株主総会において承認された基本方針を「旧基本方針」といいます。）及び同日開催の当社取締役会で導入を決議しました旧基本方針に基づく具体的な対応策（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、いずれも本総会の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

そこで、当社は、旧プラン導入以降の買収防衛策に関する動向等も踏まえ、当社株式の大量取得行為に関する対応策の継続につき、継続の是非も含め検討を加えてまいりましたが、下記1. 記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社定款第16条に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（以下、変更後の基本方針を「本基本方針」といいます。）の内容を、下記3. 記載のとおり、改めて決定いたしたく、そのご承認をお願いするものであります。本基本方針への更新に当たっては、独立委員会が当社取締役会に対して情報・資料等の提出を求める際に独立委員会が定める回答期限につき、「原則として60日間」とあるところを「原則として30日間」と短縮しております。

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インテIMATEアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。



## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1). 企業価値向上のための取組み

当社は、更なる企業価値の向上に向けた中長期的戦略を実行するために平成17年に持株会社体制に移行し、中期経営計画や各年度の経営方針の下、国内及び海外での事業拡大をM&Aの実施も含めて推進するとともに、収益性の改善に努め、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

当社は、今後も引き続き、上記1.記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらおう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎのない企業ブランド「ワコール」を築き上げていきます。

平成25年からスタートした中期経営計画では中期方針として、①経営理念の再確認と実践、②グローバル企業への進展、③国内外各社の連携によるグループ総合力の強化、④環境変化に対応できる経営体質の強化、⑤グループとしてCSR活動の推進を掲げ企業価値向上に向けて取り組んでいます。事業面では多様化する国内レディスインナーウェア市場における売上シェアの拡大と、レディスインナーウェア事業以外の体制整備、また海外事業の積極的な展開による成長力強化により、売上高2,000億円、営業利益140億円を計画しています。

### (2). コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すと通りの機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、現在、取締役7名で構成され、経営方針、経営戦略等の重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役7名のうち、2名は独立性の高い社外取締役とし、経営・事業に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は1年間とし、当社経営陣の株主の皆様に対する経営責任を一層明確化しております。さらに、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

なお、当社は、上記社外取締役2名及び社外監査役3名全員を、独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ております。

当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

さらに、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会議」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っており、同じく「グループ経営会議」の傘下に設置する「グループ戦略会議」においては、「グループ経営会議」の出席者に加えて国内・海外の主要事業会社の責任者が参加し、経営課題の共有と重要事項の検討を行っています。

この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本基本方針）

(1) 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記(2)に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があること並びに当社が差別的行使条件及び取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とします。

(2) 本プランの骨子

(a) 本プランの概要

当社は、下記(b)に定める買付等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）に対し、下記(c)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報提供及び検討のための時間を確保します。また、下記(e)(i)の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等下記(e)(v)に定める内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てることができるものとします。

(b) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①若しくは②に該当する買付又はこれに類似する行為とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買

付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法及び内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランへの更新に際して定める情報（以下「本必要情報」といいます。）並びに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出するものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（その詳細については下記(f)参照。以下同じとします。）に提供します。独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い、独立委員会の定める回答期限までに追加情報を提出するものとします。なお、買付説明書及び本必要情報（追加情報を含む。）における使用言語は日本語に限るものとします。

なお、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討並びに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（但し、原則として30日間を超えないものとします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本議案において同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本議案において同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(d) 独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記(c)の情報提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、最長60日間の検討期間（但し、当該検討期間の終了時まで、下記(e)(i)又は(ii)に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長30日間延長できるものとし、以下「検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討を行います。また、独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接又は当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、独立委員会が検討期間内において、自ら又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができます。

(e) 本新株予約権の無償割当ての実施

(i) 独立委員会による実施の勧告

独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

(A) 買付者等が上記(c)に定める情報提供及び検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合

(B) 買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等並びに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記1)ないし6)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等

(ア) 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
  - 3) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等
  - 4) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
  - 5) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等
  - 6) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係又は当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等

但し、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)及び(B)のいずれにも該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止又は割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

なお、独立委員会は、上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

(ii) 独立委員会による不実施の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等が、上記(i)の(A)及び(B)のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(i)の(A)及び(B)のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

(iii) 株主に対する情報開示

当社取締役会又は独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

- ① 買付者等が現れた事実
- ② 買付説明書が提出された事実とその内容の概要
- ③ 本必要情報が提供された事実とその内容の概要
- ④ 検討期間が開始した事実
- ⑤ 検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要
- ⑥ 独立委員会による勧告の事実とその内容の概要（当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実とその内容の概要）

(iv) 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記(i)及び(ii)による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。

当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が承認された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する当社取締役会決議を行います。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての議案が承認若しくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(v) 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は以下のとおりとします。

① 本新株予約権の数

当社取締役会又は当社株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定められる割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定められる日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式<sup>8</sup>（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる価額とします。



⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定められる日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる期間とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

次の(ア)から(カ)に規定する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使できません。

(ア) 特定大量保有者<sup>9</sup>

(イ) その共同保有者<sup>10</sup>

(ウ) 特定大量買付者<sup>11</sup>

(エ) その特別関係者

(オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受け又は承継した者

<sup>8</sup>将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開始時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類を指すものとします。

<sup>9</sup>「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

<sup>10</sup>金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

<sup>11</sup>「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(カ) 上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者<sup>12</sup>

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとしします。

⑨ 本新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(イ) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき(別途調整がない限り)当社株式1株を交付することができます。

(ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合及びその条件については、本新株予約権無償割当て決議において別途定められるところによるものとしします。

⑩ その他

その他の本新株予約権の内容は、本新株予約権無償割当て決議において別途定められるところによるものとしします。

(f) 独立委員会について

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)から選任、公表するものとしします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

その他、独立委員会に関する事項については、当社取締役会において別途定めるものとしします。

---

<sup>12</sup>ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(g) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(h) その他

上記(a)ないし(g)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランの更新を決定する決議において定めるものとします。

(3) 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、又は廃止されるものとします。

(ご参考)

本基本方針の内容は上記3.のとおりですが、株主及び投資家の皆様への影響並びに本基本方針に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

(あ) 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本基本方針への更新・本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本基本方針への更新及び本プランへの更新時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新がなされ、本プランの手続に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定められる割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになり

ます。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取れば、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(い) . 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(1). 上記1.の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.の取組み）について

上記2.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記1.の基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、上記1.の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2). 上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本基本方針）（上記3.の取組み）について

(a) 本基本方針が上記1.の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記1.の基本方針に沿うものです。

(b) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記1.の基本方針に照らして、当社株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### ① 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

#### ② 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本総会において承認されることにより決定されます。また、上記3.(3)「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更又は廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。従って、本基本方針及びこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

#### ③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記3.(2)(f)「独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本総会において承認され、本プランへの更新が当社取締役会で決議された場合、独立委員会の委員には、当社社外取締役から尾崎 護氏が、当社社外監査役から白井 弘氏が、また、社外の有識者として中村直人氏がそれぞれ就任する予定です。その略歴については別紙をご参照下さい。

#### ④ 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記3.(2)(e)(i)「独立委員会による実施の勧告」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 外部専門家の意見の取得

上記3.(2)(d)「独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針及び本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(2)(g)「本プランの廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 【別紙 独立委員会委員就任予定者 略歴】

尾崎 護氏

平成3年6月 国税庁長官  
 4年6月 大蔵事務次官  
 6年5月 国民金融公庫総裁  
 11年10月 国民生活金融公庫総裁  
 15年2月 矢崎総業株式会社顧問（現任）  
 15年7月 株式会社ワコール（現株式会社ワコールホールディングス）顧問  
 17年6月 株式会社ワコール（現株式会社ワコールホールディングス）取締役（現任）

なお、尾崎氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、東京証券取引所に対して、尾崎氏を当社の独立役員として届け出ております。

白井 弘氏

昭和52年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所  
 57年8月 公認会計士登録  
 平成4年7月 青山監査法人入所  
 19年8月 監査法人トーマツ入所  
 22年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長就任  
 23年9月 有限責任監査法人トーマツ退所  
 23年10月 白井公認会計士事務所開設、所長（現任）  
 25年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長退任

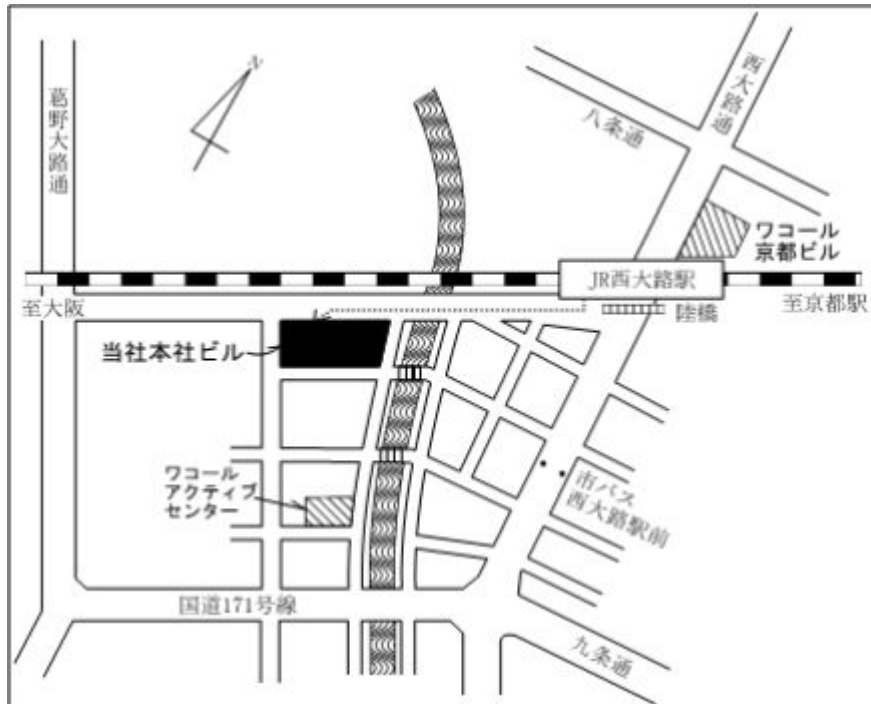
なお、白井氏は、本総会における当社の社外監査役候補者であり、本総会で選任議案が承認可決された場合、当社は、東京証券取引所に対して、白井氏を独立役員として届け出る予定です。

中村 直人氏

昭和57年10月 司法試験合格  
 60年4月 司法研修所卒業  
 第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所所属  
 平成10年4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー  
 15年2月 中村直人法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）開設

以 上

## 株主総会会場ご案内図



JR西大路駅前西入 徒歩3分  
駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

